

平成25年4月12日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

企業年金連合会
理事長 村瀬 清司

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」について

本日4月12日、標記の法案が閣議決定され、国会へ提出された。ここに至るまでの間、厚生年金基金制度の廃止について連合会として累次に渡り意見を表明してきたが、この度ひとつの区切りを迎えるに当たり、あらためて意見を表明する。

今回決定された法案は、存続が困難な基金に対して解散の途を広げ、最低責任準備金の返済にかかる負担が軽減される点については一定の評価ができると考えているが、これまで申し上げてきた事項、中でもとりわけ以下の点について強く危惧し、遺憾の意を表すものである。

記

- 1 厚生年金基金からの移行支援策及び中小企業における企業年金の存続について
 - ・ 高齢化や少子化の進展に伴い公的年金が縮小されていく中で、これを補完する企業年金の役割は益々大きくなっているが、今回の法案では、中小企業における企業年金の実施主体として大きな役割を担ってきた厚生年金基金について、他制度への移行策が十分に盛り込まれていない中で解散に追い込まれようとしており、今後、中小企業における企業年金が存続できるのか極めて不透明であること。
- 2 受給権が保護されないことについて
 - ・ 多くの厚生年金基金が解散に追い込まれることにより、企業年金が減額又はなくなる者が大量に発生するため、老後の所得保障に支障をきたし、深刻な社会問題となるおそれがあること。
- 3 厚生年金基金の存続要件を最低責任準備金の1.5倍又は非継続基準の要積立額としていること等について
 - ・ 厚生年金基金においては、A I J事件や近年のボラティリティの高い運用環境を踏まえて厚生労働省が定めた基準に従い、資産ポートフォリオや給付設計の見直しを粛々と行っている最中にもかかわらず、それとは連続性のない、リスクを縮減する以前の資産ポートフォリオや資産運用のボラティリティが極めて高い過去期間のデータを用い過大評価した将来リスクに基づく基準が唐突に示され、存続要件とされたこと。
 - ・ そもそも厚生年金基金はリスク対応資産を保有せず、積立不足は特別掛金で処理するよう設計されている制度であるにもかかわらず、単年度での積立水準のみで健全性が評価され、即、解散に追い込まれてしまうこと。
- 4 金融市場への影響について
 - ・ 多くの厚生年金基金が解散に追い込まれ、多額の資産が売却されることにより、回復しつつある金融市場に大きな影響を与えるおそれがあること。

以上